

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	( )
----------------------------	--------	-----	-----

別表七の二付表三 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

I 更生欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	債 務 免 除 の 等 内 に 記	純 評 価 益 の 額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	円
	私財提供を受けた金銭の額	2			計 (1) + (2) + (3) + (6)	7	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		欠 損 金 額 の 計 算	適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額	8	
	資産の評価益の総額	4			連結欠損金個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表一「7の計」)	9	
	資産の評価損の総額	5			差 引 欠 損 金 額 (8) - (9)	10	
					当 期 控 除 額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11	

II 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	12	円	欠 損 金 額 の 計 算	適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額	18	円
	私財提供を受けた金銭の額	13			連結欠損金個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表一「7の計」)	19	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	14			差 引 欠 損 金 額 (18) - (19)	20	
	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	15		個 別 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二付表「47の①」)		21	
	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)	16					
	計 (12) + (13) + (14) + (15) - (16)	17		当 期 控 除 額 (17)、(20)と(21)のうち少ない金額)	22		

III 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	23	円	欠 損 金 額 の 計 算	適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額	27	円
	私財提供を受けた金銭の額	24			連結欠損金当期 控除額の個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表一「17の計」)	28	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	25			差 引 欠 損 金 額 (27) - (28)	29	
				個 別 所 得 金 額 (別表四の二付表「47の①」) - (28)	30		
	計 (23) + (24) + (25)	26		当 期 控 除 額 (26)、(29)と(30)のうち少ない金額)	31		

## 別表七の二付表三の記載の仕方

### 1 更生欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第1項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額（以下「個別損金額」といいます。）を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

### 2 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第2項の規定により個別損金額を計算する場合で同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限り、）の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額18」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の

「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

### 3 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第2項の規定により個別損金額を計算する場合で同項第3号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額27」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

4 「当期控除額31」の欄は、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合には、「(26)、」を消してください。

5 この明細書には、法第59条第1項に規定する更生手続開始の決定があったこと又は令第117条各号に掲げる事実が生じた旨を証する書類その他規則第26条の6（会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類）に規定する書類を添付する必要があります。